

中間とりまとめ以降の課題(概要)

1. 災害時における建設業者団体の責務について

- 平成30年は、6月の大阪北部地震、7月の台風21号、9月の北海道胆振東部地震や台風24号など、日本全国で相次いで災害に見舞われた。
- 災害発生後、早期のインフラ復旧に当たっては、地方公共団体等との災害協定に基づき、建設企業が迅速に対応を行った。

平成30年7月豪雨



(一社)愛媛県建設業協会

北海道胆振東部地震



(一社)室蘭建設業協会

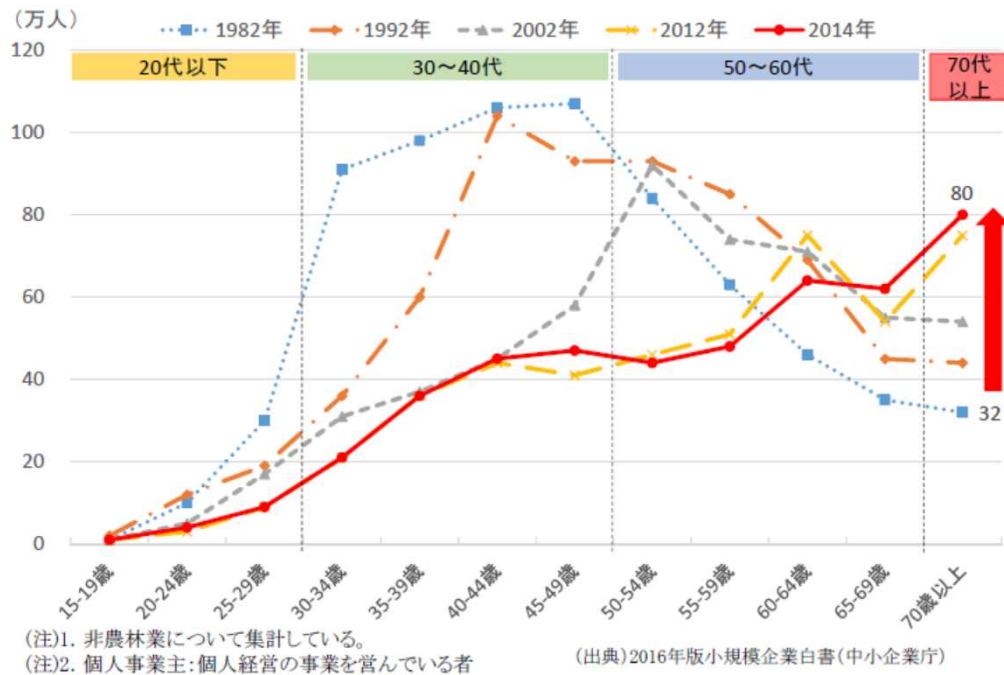
<今後の方向性>

すでに建設業者団体に対しては、建設工事の担い手の育成及び確保その他の施工技術の確保に関する努力義務を課しているが、これに加え、ますます頻発し、大きな被害を生じさせている災害に対して、発災以後迅速に対応する体制を構築するため、包括的な協定書の締結や災害時の連絡体制の確保等、災害時における公共との連携についても努力義務とすることとしてはどうか。

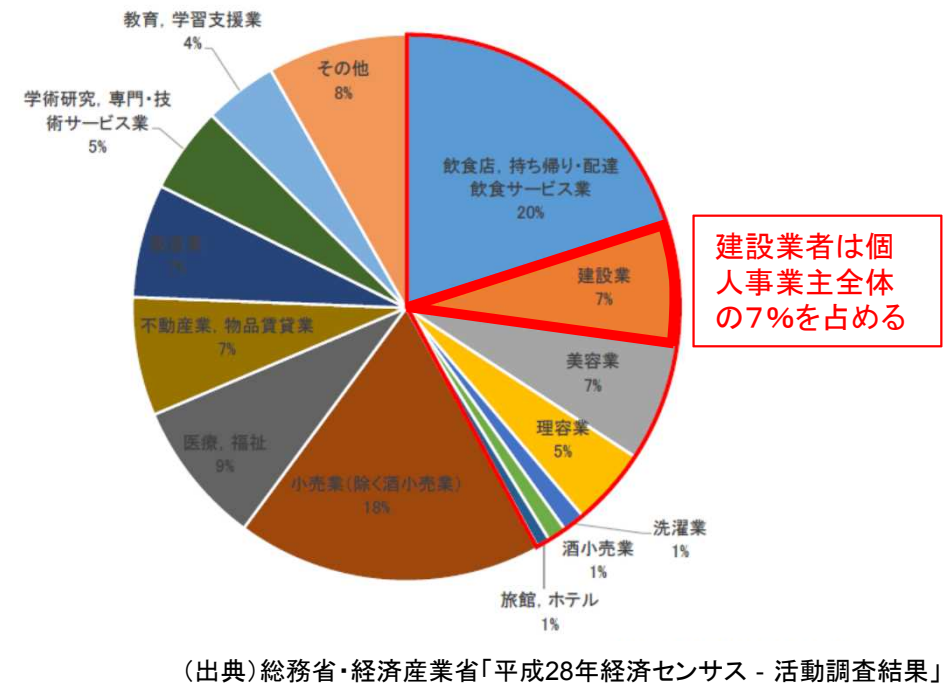
2. 個人事業主の事業承継時の許認可手続の簡素化について

- 個人事業主が高齢化する中で、早期の事業承継は喫緊の課題となっている。
- 個人事業主の事業承継が阻害されないよう、建設業の許可制度について何らかの措置を検討できないか。

【年齢階級別個人事業主数の推移】



【営業の許認可を必要とする個人事業主の全体に占める比率】



＜今後の方向性＞

- ・前回までの基本問題小委員会では、広く建設業者全般の事業承継について議論を行ったところ。
- ・個人事業主の事業承継(主に相続)についても同様の制度を検討できないか。

＜(参考)基本問題小委員会 中間とりまとめ(平成30年6月22日、抜粋)＞

さらに、例えば、あらかじめ許可行政庁の認可等を受けることにより、事業承継の効力の発生日に自動的に権利義務を承継するような制度を検討すべきである。

(参考) 個人事業主の事業承継に関する考え方

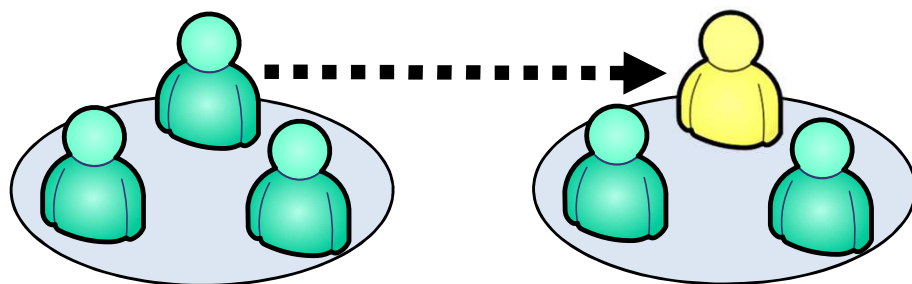
< 現行の許可制度の要件 >

(1) 経営の安定性	
経営能力 (経営業務管理責任者)	
財産的基礎 (請負契約を履行するに足る財産的基礎・金銭的信用)	
(2) 技術力	
業種ごとの技術力 (営業所専任技術者)	
(3) 適格性	
誠実性 (役員や使用人等の、請負契約に関する不正・不誠実さの排除)	

これらの要件について確認を行うことで
建設工事の適正な施工を確保

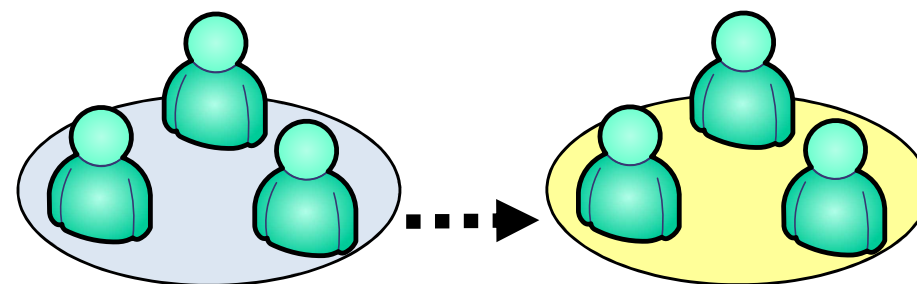
< 法人の場合における変更手続の例 >

パターン1: 役員等の変更



新規の許可取得は不要(届出で足りる)

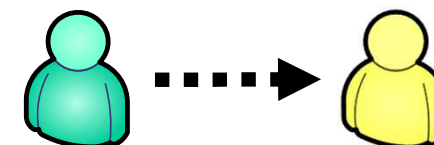
パターン2: 吸収合併等による法人格の変更



新規の許可取得が必要(事前認可制について検討中)

< 個人事業主の事業承継についての考え方 >

- ・個人事業主の事業承継、相続の手続においては、許可を与えている人格について変更が生じる。
- ・法人格の変更については新規の許可取得が必要としているところ、今後個人事業主の事業承継、相続について事前認可制を念頭に検討。



3. 下請建設業者の建設現場における建設業許可証掲示義務の緩和について

- 現在、建設業法第40条において、公衆保護の観点から、建設業者は元請、下請関係なく、建設工事の現場ごとに、公衆の見易い場所に標識を掲げなければならないとされている。
- 一方で、下請次数の大きい現場や狭小な現場においては、掲示場所が確保できないなどの課題が生じている。

<今後の方向性>

例えば工事現場での許可証掲示を元請業者のみでよいことにするなど、工事現場における下請業者の建設業許可証掲示方法の緩和について検討できないか。

(参考)これまでも以下のような意見が事業者から寄せられてきたところ。

- ・狭小地などでの工事の場合、複数の建設業者の許可票を掲示するスペースを確保することが困難な場合があり、掲示に苦慮している。
- ・建設業法24条の6では、下請業者に対する特定建設業者の指導等が定められており、下請業者の建設業許可の有無等の確認は元請業者の責務でもあることから、下請業者が対外的に建設業法による許可を受けた適法な業者であることを常時掲示する理由はないと思われる。
- ・通信建設工事の現場には、建設業許可票(建設業法第40条)と労災保険関係成立票(労働安全衛生法第77条)の掲示義務があるが、マンションの屋上やEPS室など、狭くて掲示場所が確保できない場所や、公衆の目に触れない場所などでの工事は、無理に掲示させる必要はないのではないか。



(現場に掲示されている許可証)

○建設業法(昭和二十四年法律第百号)

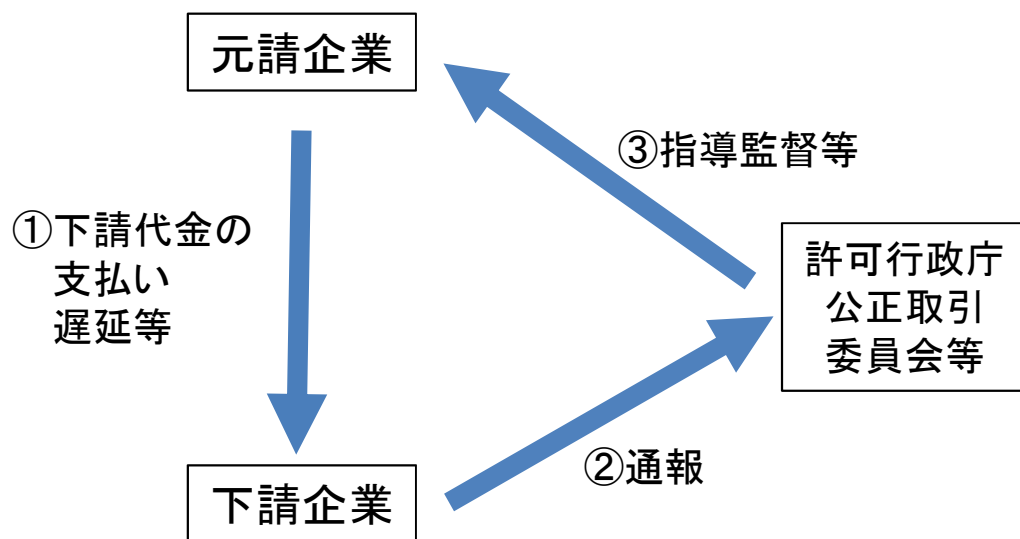
第四十条 建設業者は、その店舗及び建設工事の現場ごとに、公衆の見易い場所に、国土交通省令の定めるところにより、許可を受けた別表第一の下欄の区分による建設業の名称、一般建設業又は特定建設業の別その他国土交通省令で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

4. 下請建設企業の保護

- 建設業法においては、元請企業に対して下請代金の早期支払い、迅速な検査・引渡し等を求めており、また割引困難な手形による支払い等を禁止している。これらが独占禁止法に違反するときには、許可行政庁は公正取引委員会に対して適切な措置を求めることができる。

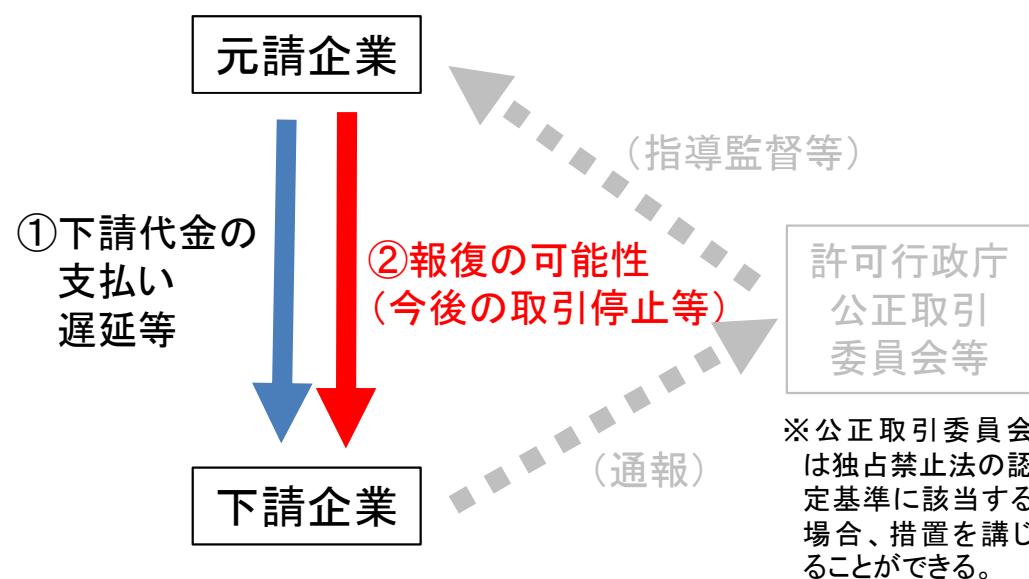
<制度概要>

下請企業の通報によって、許可行政庁等が元請企業に指導監督等を行う。



<問題点>

元請業者からの報復を恐れ、通報しなくなる可能性
→下請代金の支払い遅延等を許可行政庁が把握できない



<今後の方向性>

元請負人がその義務に違反した場合に、下請負人がその事実を許可権者等に知らせたことを理由として、請負金額の減額その他の不利益な取扱いをしてはならない旨の規定を検討できないか。

○下請代金支払遅延等防止法(昭和三十一年法律第二十号)

第四条 親事業者は、下請事業者に対し製造委託等をした場合は、次の各号(役務提供委託をした場合にあつては、第一号及び第四号を除く。)に掲げる行為をしてはならない。

七 親事業者が第一号若しくは第二号に掲げる行為をしている場合若しくは第三号から前号までに掲げる行為をした場合又は親事業者について次項各号の一に該当する事実があると認められる場合に下請事業者が公正取引委員会又は中小企業庁長官に対しその事実を知らせたことを理由として、取引の数量を減じ、取引を停止し、その他不利益な取扱いをすること。

(参考)下請取引の適正化に関する行政評価・監視の結果に基づく勧告

〔 勧告日：平成30年8月10日
勧告先：公正取引委員会、経済産業省、国土交通省 〕

調査の背景・趣旨

- 下請取引の適正化を図り、下請事業者の利益を保護するため、下請法(下請代金支払遅延等防止法)や建設業法により、下請代金の支払遅延などの禁止や書面交付の義務等が規定
- 国は、立入検査や親事業者に対する指導・勧告等を行うとともに、法制度の周知・啓発、相談窓口の設置、下請Gメンによる取引実態の把握などに取り組んでいる
- 一方、下請法違反の指導・勧告件数や国の相談窓口に対する相談件数は年々増加しており、依然として「下請いじめ」はなくなっていない状況にある



- こうした状況を踏まえ、法制度の周知に係る取組や相談窓口における対応の状況及び課題のほか、下請事業者の行政ニーズ等を調査、必要な改善措置について勧告

主な調査結果と勧告(一部抜粋)

調査結果

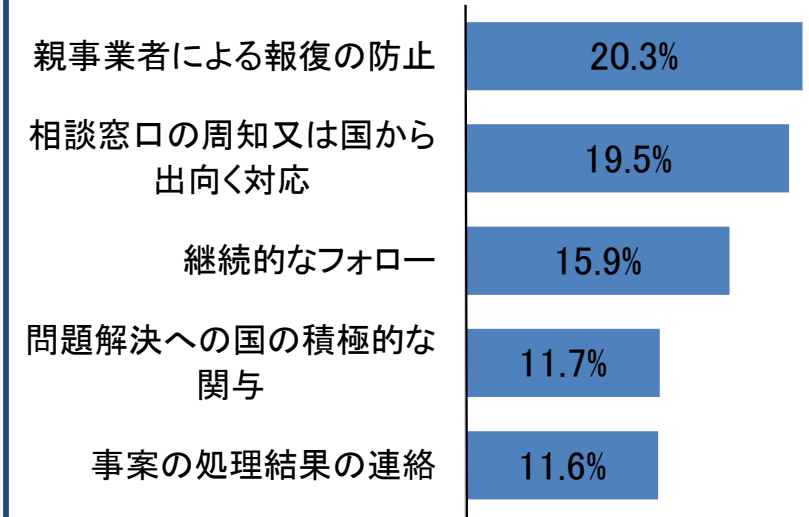
- 調査した機関では、1機関を除き、相談対応後、相談者と親事業者との取引の継続状況(⇒報復に関する状況)を把握する取組は行われていない。
⇒報復のリスクがなくならないと国に相談できないとする事業者の声も踏まえ、対応が必要



勧告

- 親事業者からの報復の恐れへの対策の重要性等を踏まえ、相談等対応後の取引状況をフォローする取組に着手すること(経済産業省、国土交通省)

窓口対応に関する主な意見要望



(n=749社)